

※提案内容に応じて覚書締結前に項目の加筆修正を行う場合があります。

## 岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業に関する覚書（案）

岡山市（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、次のとおり 岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

本覚書は岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業を適正に実施するために必要な事項を定めるものである。

### （実施期間）

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

### （事業概要）

「仕様書」のとおり。

### （実施場所）

「仕様書別紙 実施施設一覧」のとおり。

### （利用料金）

利用金額は、1か月定額 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### （利用料金の徴収等）

利用料金の徴収（還付や滞納整理を含む。）については、乙とサービスの利用者の間で行い、甲は関与しない。

### （紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）の規格）

種類	タイプ	サイズ	商品名
紙おむつ	テープ		
	パンツ		
おしりふき	—	—	

### （紙おむつ等の所有者）

園児が使用するまでの期間、紙おむつ等は、 が所有するものとする。

### （利用者数等の報告）

乙は保育所・保育年齢ごとの利用者数等、本事業を管理するために甲が必要と認め、指示

※提案内容に応じて覚書締結前に項目の加筆修正を行う場合があります。

する内容について報告書を月ごとに作成し、翌月10日までに電子メールで提出することとする。

提出先メールアドレス：zaimukakariyouhouneika@city.okayama.jp

(遵守事項)

乙は、事業を実施するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

(解除権)

甲は、乙が事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、直ちに本覚書を解除することができる。

(守秘義務)

乙は、事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本覚書の期間終了後及び解除後も、同様とする。また、契約時点でサービス利用者と同意した乙保有の個人情報保護に関する方針に則って適切な個人情報保護措置を講じなければならない。

(その他)

本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して、これを定める。

上記事業について、甲と乙は、各々の対等な対場における合意に基づいて、公正な覚書を締結する。この覚書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市  
代表者 岡山市長 大森 雅夫

乙